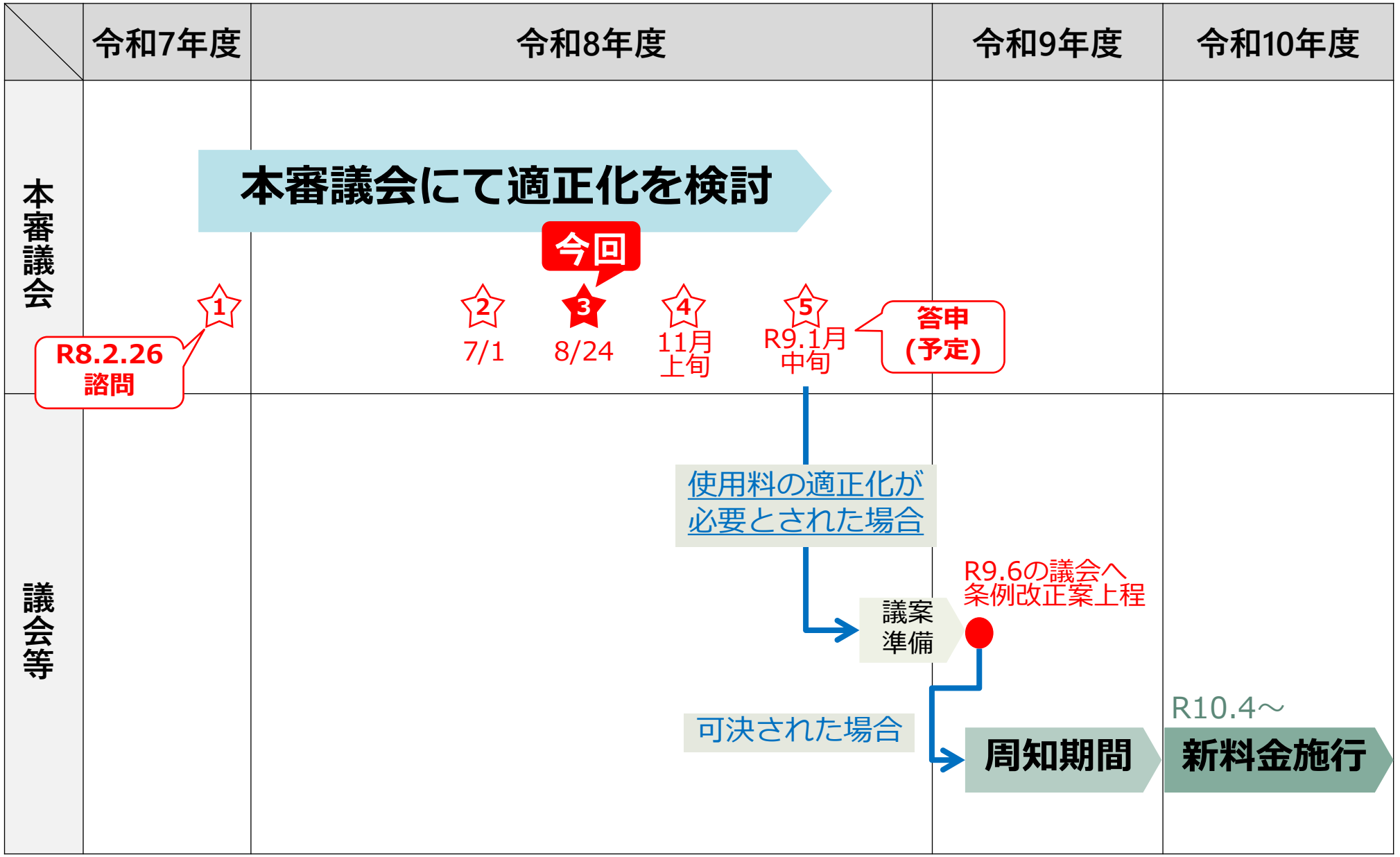
持続可能な桶川市公共下水道事業運営のための使用料適正化について

（令和8年第3回桶川市公共下水道事業審議会）



令和8年8月24日

下水道使用料適正化の検討スケジュール



本審議会における検討手順

	第１回 (R8.2.26)	第２回 (R8.7.1)	第３回 (R8.8.24)	第４回 (R8.11上旬)	第５回 (R9.1中旬)
イントロ （導入）	下水道の 歴史としくみ	適正化の 必要性検討 (1)事業の概要 (2)経営状況 及び将来予測			
検討① 使用料水準の検討		使用料**水準**の検討 方針案の提示 意見聴取	水準案の提示 決定		
検討② 使用料体系の検討			使用料**体系**の検討 方針案の提示 意見聴取	体系案の提示 決定	
とりまとめ				答申書の作成 案についての 意見聴取	案の提示、確認

目　　次

1　前回議事内容の確認について　p 4～ 5

2　適正な使用料水準の検討について　p 7～21

3　適正な使用料体系の検討について
（１）本市の下水道使用料体系　p23～24
（２）適正な使用料体系の作成方針（案）　p26～35

経営状況および将来予測

本市の課題

投資状況	**下水道施設の老朽化に伴う将来の更新費用の確保** 汚水管は、布設後50年（標準耐用年数）を経過するものが、30年後のR37年度には約186km（全体の約74%）となる見込みです。また、多くのポンプ場も所有しているため、将来の更新費用を確保しておく必要があります。
財政状況	**①人口減少や節水機器の普及に伴う使用料収入の減少** 人口減少の影響により水洗化人口が減少するほか、節水機器の普及により使用水量も長期的には減少するため、結果として使用料収入も減少することとなります。 **②汚水処理に要する費用の増加** 多くのポンプ場には、消費電力効率の良い機種の導入等、経営努力として費用の削減を図ってまいりました。しかし、物価等の上昇や改築工事増加の影響は大きく、今後、継続して費用が増加していく見込みです。 **③経費回収率が100%を下回る** 上記①②といったことを要因に、日常的に必要な経費を回収しきれない状態が続きます。 こうした現状では、将来の更新費用の資金を確保しておくことは難しい状況となっています。 **④収入不足分を一般会計からの繰入金で補填** 使用者が負担すべき汚水処理に要する費用を賄えていないことから、 その不足分を一般会計からの基準外繰入金（使用者以外も負担している税金）に依存しています。

➡持続的・安定的な下水道事業運営のためには、使用料の適正化が必要であることを確認しました。

適正な使用料水準の作成方針

① 下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知

② 前回適正化時の答申内容

これらを踏まえ、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくための適正な使用料水準の作成方針を、次のとおり決定しました。

＜適正な使用料水準の作成方針＞

使用料算定期間（R10～R13の**4年間**）において、

日常的な維持管理等に要する費用を回収し、かつ、**将来の更新投資分**を確保する。

目　　次

1　前回議事内容の確認について　p 4～ 5

2　適正な使用料水準の検討について　p 7～21

3　適正な使用料体系の検討について
（１）本市の下水道使用料体系　p23～24
（２）適正な使用料体系の作成方針（案）　p26～35

適正な使用料水準の作成方針

＜適正な使用料水準の作成方針＞

使用料算定期間（R10～R13の4年間）において、
日常的な維持管理等に要する費用を回収し、かつ、将来の更新投資分を確保する。

具体的には・・・

- ✔ 日常的な維持管理等に要する費用の回収
 →経費回収率 100%（＝使用料水準3,000円/月20㎥）（税抜き）
- ✔ 将来の更新投資分の確保
 →更新投資費用の 5%以上 を賄う

➡ こうした観点から、使用料水準（案）について複数の案を作成しました。

維持管理に要する費用等の推計方法

- 日常的な維持管理や、ポンプ場・管渠の減価償却等に要する費用の推計方法は以下のとおりです。
- 流域下水道維持管理負担金の単価及び推計額は、最新の情報を元に修正を行いました。

項目	推計方法	年間額
職員給与費	令和7年度予算額に直近5年間（令和3年度～令和7年度）の人事院勧告「行政職俸給表（一）の平均年間給与」の増減率の平均値（1.74%）を加味して算出	約0.7億円
維持管理費	全体額から、WPPP導入による費用削減効果として年間約2,200万円を控除	約3.1億円
委託費	令和7年度予算額に直近5年間（令和2年度～令和6年度）の国土交通省「設計業務委託等技術者単価（設計業務）」の増減率の平均値（4.23%）を加味して算出	約2.4億円
光熱水費および修繕費等	令和7年度予算額に直近5年間（令和2年度～令和6年度）の総務省「消費者物価指数（総合）」の増減率の平均値（1.82%）を加味して算出	約0.7億円
減価償却費	現有資産にかかる減価償却予定額と令和8年度以降取得予定資産にかかる推計額（定額法）とを合算	約8.8億円
流域下水道維持管理負担金	令和10年度末までは46円/㎥、令和11年度以降は**79円/㎥（+33円/㎥）**で算出。（R8.7.9県試算） 1円/㎥増加する毎に年間約740万円増加、33円/㎥増加すると年間約2億4,400万円増加 1世帯（20㎥使用時）あたり月660円増加 八潮市の陥没事故をきっかけに、重点調査の結果による修繕費用が必要になったことや労務単価、薬品費及び下水道資材価格の増加により負担額が増加	約5.3億円
支払利息	・既発分：企業債償還計画表に基づき予定額を計上する。 ・新規分：1年据え置き24年元利均等償還による推計。利率2.4%	約0.6億円

R8.7.24
82円/㎥

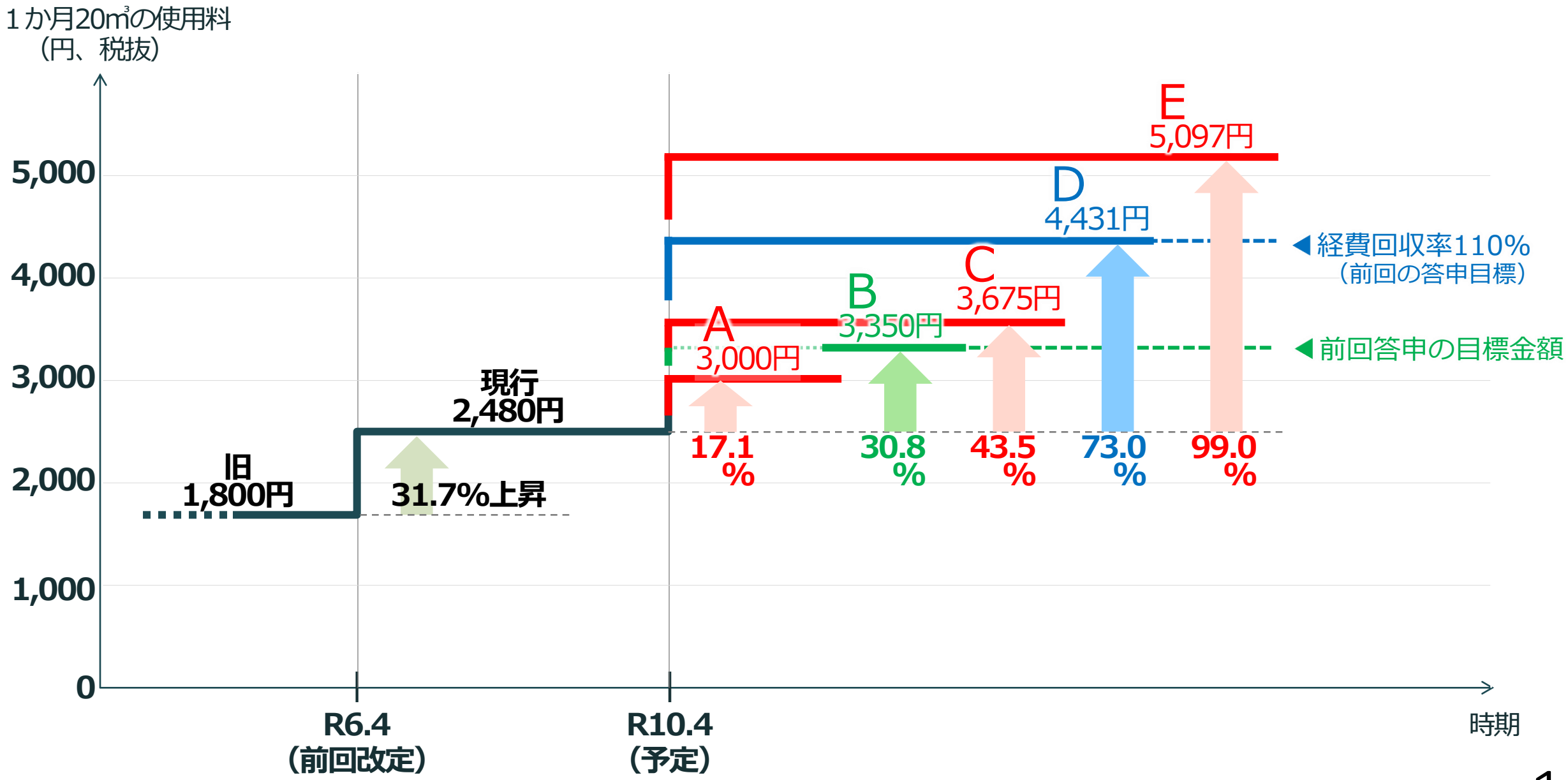
（注）右欄の年間額は、公費負担控除前のため各候補の「日常的な維持管理等に要する費用」とは一致しない。

使用料水準（案）

	上段 1か月使用料※1 下段 平均単価（税抜）	使用料の設定水準	経費回収率見込	平均単価改定率見込※2
現行	2,480円/20㎥ [128.1円/㎥]	現行の使用料水準	85.4%	－
A	3,000円/20㎥ [150.0円/㎥]	＜独立採算の達成　経費回収率100%＞ 公営企業にとっての「最低限行うべき経営努力」※3である「月3,000円/20㎥（150円/㎥）」を達成し、独立採算を確保する水準	100.0%	17.1%
B	3,350円/20㎥ [167.5円/㎥]	＜【前回試算】経費回収率110%を達成＞ 前回の適正化の際の試算において、目標経費回収率110%を達成できるとされた水準。 更新投資費用の1%を確保。	100.5%	30.8%
C	3,675円/20㎥ [183.8円/㎥]	＜最低限の更新投資費用を賄う水準＞ 更新投資費用のうち5%程度は、当年度の使用料収入で賄うため、その相当額を確保する水準	102.7%	43.5%
D	4,431円/20㎥ [221.6円/㎥]	＜【今回試算】経費回収率110%を達成＞ 今回の試算において、目標経費回収率110%を達成できる水準。 更新投資費用の20%を確保。	110.0%	73.0%
E	5,097円/20㎥ [254.8円/㎥]	＜無借金経営　資産維持費3%を確保＞ 今回の試算において、資産維持費3%※4を確保する水準。 更新投資費用の55%を確保。	126.5%	99.0%

※1 現行以外の各候補については、平均単価に20㎥を乗じた目安の使用料。　※2 改定率は平均単価の改定率のため、20㎥あたりの改定率とは一致しない。
※3 公営企業が最低限行う経営努力：総務省「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年総財公第107号ほか）において、全事業平均水洗化率および使用料徴収月3,000円/20㎥（150円/㎥）を前提として地方財政措置が行われていることが示されており、この条件を満たすことが「最低限行うべき経営努力」である。
※4 資産維持費：将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平性を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用を算定する（見込む）もの。下水道には資産維持費の基準はないため、上水道のものを準用。

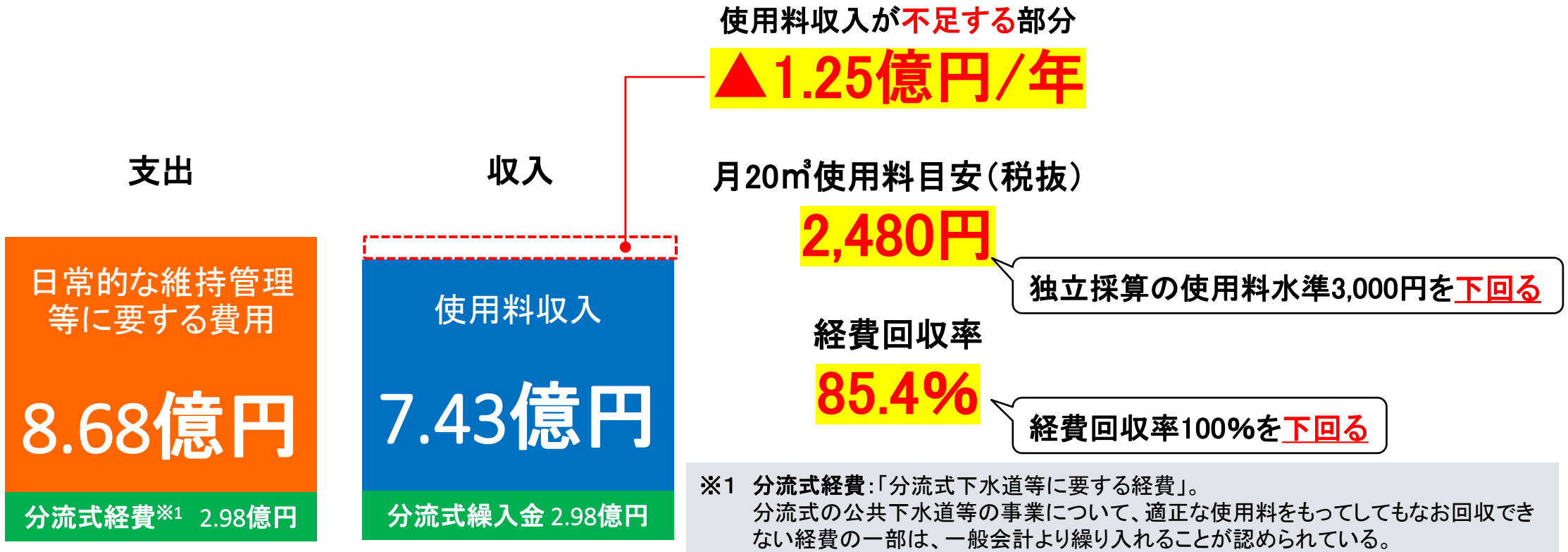
適正な使用料水準（案）



※　改定率は平均単価の改定率のため、20㎥あたりの改定率とは一致しない。

現行　使用料：2,480円/20㎥

- **現行の使用料水準**
- 収支不足額は**1.25億円/年**、経費回収率は**85.4%**となり独立採算が確保されない状態
- 独立採算達成のための目標使用料水準**3,000円**や、**最低限の更新投資費用の確保は達成できない。**



※1　**分流式経費**:「分流式下水道等に要する経費」。
分流式の公共下水道等の事業について、適正な使用料をもってしてもなお回収できない経費の一部は、一般会計より繰り入れることが認められている。
ただし、自己の収入で当該経費を賄うことができる部分については、繰り入れをすることはできない。（二重取りはできない）

候補Ａ　改定後使用料：3,000円/20㎥

- **公営企業が最低限行う経営努力(=150円/㎥)を達成する水準**
- 収支不足額は**0円（発生しない）**、経費回収率は**100.0%**となり独立採算は達成できる状態
- ただし、賄えるのは**日常的な維持管理費用のみ**であることから、**最低限の更新投資費用の確保は達成できない。**



候補Ｂ　改定後使用料：3,350円/20㎥

- ■ 前回の試算において、日常的な維持管理やポンプ場・管渠の減価償却等に要する費用を回収（経費回収率100%）したうえで、将来の更新投資分を賄える（**経費回収率110%**）とされた水準
- ■ ただし、前回改定時の試算の想定より、昨今の物価上昇や流域下水道維持管理負担金の単価改定（R11～予定）等の影響が大きいことから、今回の試算におけるこの水準では、経費回収率は**100.5%**に留まることとなる。
- ■ 「独立採算」は達成できるが、使用料収入が上回る**400万円/年**では、**「最低限の更新投資費用の確保」はできない。**

年間の更新投資費用5.64億円の**1%**しか賄うことができません。
（残る50%は国の補助金、45%は企業債借入金から充当するが、4%不足する。）



使用料収入が上回る部分
+400万円/年

月20㎥使用料目安（税抜）
3,350円
独立採算の使用料水準3,000円をクリア

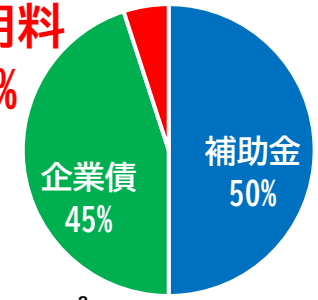
経費回収率
100.5%
経費回収率100%を達成

改定率
＋30.8%
128.1円/㎥→ 167.5円/㎥
（1㎥あたり使用料単価）

候補Ｃ　改定後使用料：3,675円/20㎥

- 今回の試算において、日常的な維持管理やポンプ場・管渠の減価償却等に要する費用を回収（経費回収率100%）したうえで、将来の更新投資分を賄う（**更新投資費用の5%**）ことができる水準
- 経費回収率は102.7%、資産維持費として確保できる金額は0.30億円/年
- 「独立採算」「最低限の更新投資費用の確保」を両方達成

年間の更新投資費用5.65億円の**5%**を賄うことができます。
（残る50%は国の補助金、45%は企業債借入金から充当）



支出

日常的な維持管理等に要する費用
8.68億円
分流式経費　2.98億円

収入

使用料収入
10.66億円
分流式繰入金 1.30億円

使用料収入が上回る部分
+0.30億円/年

改定率
＋43.5%
128.1円/㎥→ 183.8円/㎥
（1㎥あたり使用料単価）

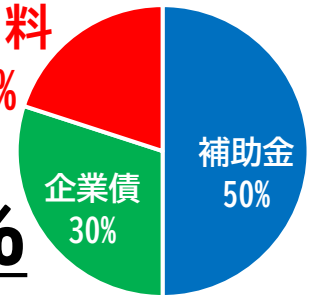
月20㎥使用料目安（税抜）
3,675円
独立採算の使用料水準3,000円をクリア

経費回収率
102.7%
経費回収率100%を達成

候補Ｄ　改定後使用料：4,431円/20㎥

- 今回の試算において、日常的な維持管理やポンプ場・管渠の減価償却等に要する費用を回収（経費回収率100%）したうえで、将来の更新投資分を賄う（**経費回収率110%**）ことができる水準
- 経費回収率は110.0%、資産維持費として確保できる金額は1.20億円/年
- 「独立採算」「最低限の更新投資費用の確保」を両方達成

年間の更新投資費用5.64億円の**20%**を賄うことができます。
（残る50%は国の補助金、30%は企業債借入金から充当）



支出

日常的な維持管理等に要する費用
8.68億円
分流式経費　2.98億円

収入

使用料収入
12.86億円

使用料収入が上回る部分
+1.20億円/年

改定率
＋73.0%

128.1円/㎥→ 221.6円/㎥
（1㎥あたり使用料単価）

月20㎥使用料目安（税抜）
4,431円

独立採算の使用料水準3,000円をクリア

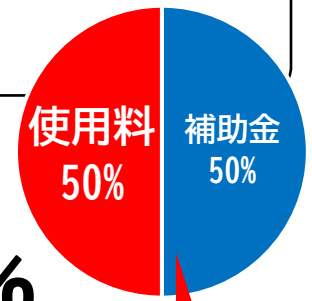
経費回収率
110.0%

経費回収率100%を達成

候補Ｅ　改定後使用料：5,097円/20㎥

- 今回の試算において、日常的な維持管理やポンプ場・管渠の減価償却等に要する費用を回収（経費回収率100%）したうえで、将来の更新投資分を賄う（**資産維持費3%**）ための水準
- 経費回収率は126.5%、資産維持費として確保できる金額は3.10億円/年
- 「独立採算」「最低限の更新投資費用の確保」を両方達成

年間の更新投資費用5.64億円の**55%**を賄うことができます。
（50%は国の補助金から充当されるため、
使用料収入の余りは貯金（無借金経営））



使用料収入が上回る部分
+3.10億円/年

改定率
＋99.0%

128.1円/㎥→ 254.8円/㎥
（1㎥あたり使用料単価）

使用料　5%
余りは貯金

支出

日常的な維持管理等に要する費用
8.68億円
分流式経費　2.98億円

収入

使用料収入
14.76億円

使用料単価
5,097円

独立採算の使用料水準3,000円をクリア

経費回収率
126.5%

経費回収率100%を達成

水準に関する検討事項①

①0㎥使用者からの徴収について

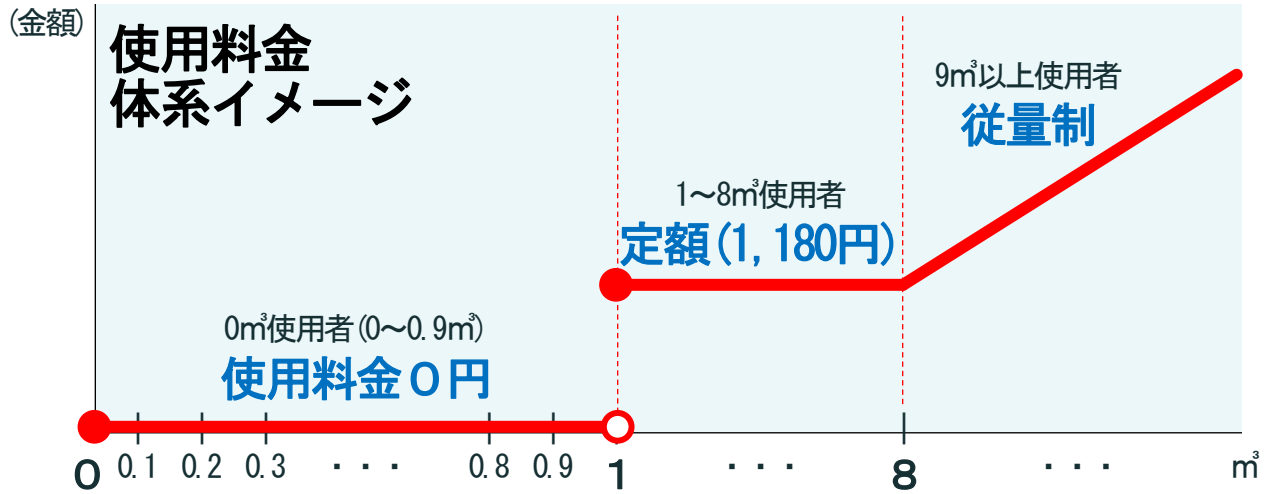
- 本市では、検針値が0㎥の使用者（使用量0㎥～0．9㎥）からは、下水道使用料を徴収していません。（※上水道（水道企業団）は徴収しています。）
- 二部使用料制の団体では、下水道をいつでも安全に使える状態を維持するため、**下水道に接続しているすべての方から基本料金を徴収**するものとされています。
（※日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方（2016年度版）」より）
- 下水道に接続している以上は、0㎥使用者に対しても、**24時間365日下水道を利用できる状態にしておく必要があります**。

参考）0㎥の件数等（件、円（税抜））

0㎥件数 A	11,744
基本料金 B	1,180
収入見込額 A*B	13,857,920
1世帯あたり年間負担額 B*12	14,160

出典：令和7年度桶川市下水道使用料調定データ

収入見込額1,386万円は、現行収入の**約2%分(収入増)**に相当
（※各水準案には未反映）



→　**下水道は24時間いつでも使える状態を維持するために費用がかかります。**

そのため、今後は全く使わない方からも基本料金をご負担いただく必要があると考えています。

水準に関する検討事項②

② 年金受給者に対する使用料減免について

- 令和7年第3回定例会（9月議会）において、生活困窮者に対しての支援策として「年金受給者に対する使用料の減免」をした方が良いのでは、との質疑がありました。
- これを受け、年金受給者※1に対する使用料減免した場合の、シミュレーションを行いました。（※現在実施中のひとり親世帯への減免額と同様の、基本料金半額（590円）で試算）
- 結果として、減免を行う収入が最大で約9,200万円減少する見込みとなりました。これは、市内 約3,000世帯※2の１年間使用料に相当します。

590円 × 1.3万世帯※3 × 12月
≒9,200万円

収入見込額▲9,200万円は、現行収入の約12%分(収入減)に相当
（※各水準案には未反映）

→ 現在実施中の「生活保護世帯」及び「ひとり親世帯」に対する減免制度※4 については、生活困窮者支援の観点から、引き続き継続する方針です。

一方、今回試算した減免相当額は収入の大幅な減少要因となり、その負担は他の使用者に及ぶこととなるため、さらなる減免の拡充については困難であると考えています。

※1 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類の年金のいずれか又は複数を受給している者。
※2 1世帯あたり20㎥を1年間継続して使用するものとして試算。
※3 65歳以上が世帯主の世帯数（約1.6万世帯）に、行政区域内世帯数に占める水洗化世帯数の割合約80.7%を乗じて算出。
※4 減免額の年間額は、生活保護世帯（約497万円/年）、ひとり親世帯（約40万円/年） 計 537万円/年

【参考】埼玉県内の直近の改定状況

■ 月20㎥で税抜3,000円を超える使用料は、令和6年度の1団体(深谷市)から7団体に増加。

■ R7年度以降に改定(予定)の24団体における平均改定率は28.9%。

＜県内下水道使用料ランキング(公共下水道事業、改定はR8.7時点の予定を含む)＞ (税抜)

順位	団体名	20㎥/月 使用料 円	経費回収率 (想定含む) %	改定 年月日	R6末時点 使用料 円	R7.4～ 改定率 %
1	日高市	3,400	96.5	R9.4.1	2,510	35.46
2	嵐山町	3,350	100.0	R8.4.1	2,300	45.65
3	春日部市※	3,285	88.7※	R10.6	2,160	52.08
4	深谷市	3,200	100.0	R2.12.1	3,200	
5	東松山市※	3,070	100.0	R13.1.1	1,850	65.95
6	飯能市	3,016	100.0	R7.10.1	2,460	22.60
7	美里町	3,000	105.0	R8.4.1	2,660	12.78
8	滑川町	2,850	100.0	R8.4.1	2,300	23.91
9	本庄市	2,690	97.1※	R8.4.1	2,570	4.67
10	小川町	2,690	93.5※	R8.4.1	2,191	22.77
11	越谷市	2,590	100.0	R8.7.1	2,340	10.68
12	秩父市	2,575	100.0	R8.11.1	1,956	31.65
13	白岡市	2,551	86.2	R6.4.1	2,551	
14	桶川市	2,480	85.4	R6.4.1	2,480	
15	羽生市	2,450	100.0	R9.1.1	2,100	16.67
16	幸手市	2,360	80.0	R8.4.1	1,450	62.76
17	入間市	2,355	100.0	R8.10.1	1,650	42.73
18	坂戸、鶴ケ島下水道組合※	2,350	100.0	R7.10.1	2,130	10.33
19	熊谷市	2,350	96.9	R5.4.1	2,350	
20	川口市	2,348	105.0	R8.4.1	1,817	29.22
21	さいたま市	2,236	105.1	H26.6.1	2,236	
22	行田市	2,220	72.9	R7.3.1	2,220	
23	神川町	2,200	36.4	H21.7.1	2,200	
24	伊奈町	2,180	103.8	H30.4.1	2,180	
25	寄居町	2,100	100.5	H4.4.1	2,100	
26	鴻巣市	2,100	76.0	H20.4.1	2,100	
27	北本市	2,080	74.4	R6.6.1	2,080	
28	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	2,075	80.0	R7.10.1	1,750	18.57
29	川越市	2,057	106.0	R8.10.1	1,450	41.86
30	志木市	2,050	104.4	H18.7.1	2,050	
31	三郷市	2,013	79.3	R2.4.1	2,013	
32	松伏町	2,000	69.6	R6.12.1	2,000	
33	八潮市	1,977	76.6	R6.7.1	1,977	
34	上里町	1,970	92.2	H21.6.12	1,970	
35	上尾市	1,960	89.9	H26.10.1	1,960	
36	吉見町	1,950	133.3	H17.4.1	1,950	
37	新座市	1,890	105.9	R7.7.1	1,490	26.85
38	川島町	1,870	100.0	R7.10.1	1,400	33.57
39	蓮田市	1,800	74.3	H27.10.1	1,800	
40	所沢市	1,790	100.3	R8.4.1	1,490	20.13
41	加須市	1,775	71.4	R1.10.1	1,775	
42	狭山市	1,770	89.3	R8.10.1	1,570	12.74
43	草加市	1,770	86.6	H29.4.1	1,770	
44	宮代町	1,712	60.9	H19.4.1	1,712	
45	吉川市	1,700	125.6	H10.4.1	1,700	
46	杉戸町	1,700	83.9	H28.1.1	1,700	
47	久喜市	1,700	72.1	H25.4.1	1,700	
48	三芳町	1,650	100.0	R8.10.1	1,400	17.86
49	朝霞市	1,600	100.0	R8.4.1	1,050	52.38
50	富士見市	1,500	109.5	H17.10.1	1,500	
51	ふじみ野市	1,243	114.4	H21.4.1	1,243	
52	蕨市	1,190	93.3	H12.4.1	1,190	
53	和光市	1,147	98.6	H23.4.1	1,147	
54	戸田市	930	101.8	H29.4.1	930	
R7.4以降改定を実施(予定)の団体 平均		2,492			1,934	28.85

出典:総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」および各市町村HP

:R8.8以降に使用料改定が確定している団体

※東松山市及び春日部市は改定を2回に分けて実施予定。本表には2回目の改定後使用料を記載。
※坂戸、鶴ケ島下水道組合の料金改定後経費回収率は決算の数値を記載。
※春日部市、本庄市と小川町の経費回収率(想定)は、R6末時点の経費回収率を記載。

【参考】埼玉県内の直近の改定状況

■　経費回収率（降順）で並び変えたもの。

■　経費回収率100%以上の団体は27団体。　本市は54団体中40位。

＜県内下水道使用料ランキング（公共下水道事業、改定はR8.7時点の予定を含む）＞　（税抜）

順位	団体名	20㎥/月 使用料 円	経費回収率（想定含む） %	改定 年月日	R6末時点 使用料 円	R7.4～ 改定率 %
1	吉見町	1,950	133.3	H17.4.1	1,950	
2	吉川市	1,700	125.6	H10.4.1	1,700	
3	ふじみ野市	1,243	114.4	H21.4.1	1,243	
4	富士見市	1,500	109.5	H17.10.1	1,500	
5	川越市	2,057	106.0	R8.10.1	1,450	41.86
6	新座市	1,890	105.9	R7.7.1	1,490	26.85
7	さいたま市	2,236	105.1	H26.6.1	2,236	
8	美里町	3,000	105.0	R8.4.1	2,660	12.78
9	川口市	2,348	105.0	R8.4.1	1,817	29.22
10	志木市	2,050	104.4	H18.7.1	2,050	
11	伊奈町	2,180	103.8	H30.4.1	2,180	
12	戸田市	930	101.8	H29.4.1	930	
13	寄居町	2,100	100.5	H4.4.1	2,100	
14	所沢市	1,790	100.3	R8.4.1	1,490	20.13
15	嵐山町	3,350	100.0	R8.4.1	2,300	45.65
16	深谷市	3,200	100.0	R2.12.1	3,200	
17	東松山市※	3,070	100.0	R13.1.1	1,850	65.95
18	飯能市	3,016	100.0	R7.10.1	2,460	22.60
19	滑川町	2,850	100.0	R8.4.1	2,300	23.91
20	越谷市	2,590	100.0	R8.7.1	2,340	10.68
21	秩父市	2,575	100.0	R8.11.1	1,956	31.65
22	羽生市	2,450	100.0	R9.1.1	2,100	16.67
23	入間市	2,355	100.0	R8.10.1	1,650	42.73
24	坂戸、鶴ケ島下水道組合※	2,350	100.0	R7.10.1	2,130	10.33
25	川島町	1,870	100.0	R7.10.1	1,400	33.57
26	三芳町	1,650	100.0	R8.10.1	1,400	17.86
27	朝霞市	1,600	100.0	R8.4.1	1,050	52.38
28	和光市	1,147	98.6	H23.4.1	1,147	
29	本庄市	2,690	97.1※	R8.4.1	2,570	4.67
30	熊谷市	2,350	96.9	R5.4.1	2,350	
32	日高市	3,400	96.5	R9.4.1	2,510	35.46
31	狭山市	1,770	96.5	R8.10	1,570	12.74
33	小川町	2,690	93.5※	R8.4.1	2,191	22.77
34	蕨市	1,190	93.3	H12.4.1	1,190	
35	上里町	1,970	92.2	H21.6.12	1,970	
36	上尾市	1,960	89.9	H26.10.1	1,960	
37	春日部市※	3,285	88.7※	R10.6	2,160	52.08
38	草加市	1,770	86.6	H29.4.1	1,770	
39	白岡市	2,551	86.2	R6.4.1	2,551	
40	桶川市	2,480	85.4	R6.4.1	2,480	
41	杉戸町	1,700	83.9	H28.1.1	1,700	
42	幸手市	2,360	80.0	R8.4.1	1,450	62.76
43	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	2,075	80.0	R7.10.1	1,750	18.57
44	三郷市	2,013	79.3	R2.4.1	2,013	
45	八潮市	1,977	76.6	R6.7.1	1,977	
46	鴻巣市	2,100	76.0	H20.4.1	2,100	
47	北本市	2,080	74.4	R6.6.1	2,080	
48	蓮田市	1,800	74.3	H27.10.1	1,800	
49	行田市	2,220	72.9	R7.3.1	2,220	
50	久喜市	1,700	72.1	H25.4.1	1,700	
51	加須市	1,775	71.4	R1.10.1	1,775	
52	松伏町	2,000	69.6	R6.12.1	2,000	
53	宮代町	1,712	60.9	H19.4.1	1,712	
54	神川町	2,200	36.4	H21.7.1	2,200	
R7.4以降改定を実施(予定)の団体 平均		2,492			1,934	28.85

出典：総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」および各市町村HP

：R8.8以降に使用料改定が確定している団体

※東松山市及び春日部市は改定を2回に分けて実施予定。本表には2回目の改定後使用料を記載。
※坂戸、鶴ケ島下水道組合の料金改定後経費回収率は決算の数値を記載。
※春日部市、本庄市と小川町の経費回収率(想定)は、R6末時点の経費回収率を記載。

【参考】各都道府県別の平均使用料（令和６年度）

■ 埼玉県の平均使用料は**1,923円**（月20㎥）で、全国平均より700円以上低い。

■ 平均使用料が2,000円を下回るのは5都県のみ、**埼玉県は沖縄県、東京都に次ぐ下から3番目**。

●都道府県別平均使用料　降順　※公共下水道（特環、特公は含まない）を対象

家庭用月20㎥当たりの使用料（円、税抜）

順位	都道府県	使用料	順位	都道府県	使用料	順位	都道府県	使用料	順位	都道府県	使用料
1	北海道(最高)	3,352	13	山口県	2,963	25	福井県	2,675	37	群馬県	2,331
2	長野県	3,315	14	宮城県	2,952	26	徳島県	2,668	38	静岡県	2,317
3	鳥取県	3,308	15	熊本県	2,949	27	大分県	2,624	39	千葉県	2,278
4	山形県	3,267	16	広島県	2,921	28	香川県	2,580	40	高知県	2,155
5	富山県	3,145	17	青森県	2,864	29	宮崎県	2,570	41	大阪府	2,138
6	福岡県	3,115	18	福島県	2,863	30	滋賀県	2,564	42	神奈川県	2,097
7	新潟県	3,074	19	長崎県	2,843	31	栃木県	2,548	43	愛知県	1,994
8	佐賀県	3,027	20	岡山県	2,841	32	三重県	2,546	44	山梨県	1,980
9	島根県	3,019	21	茨城県	2,818	33	兵庫県	2,531	**45**	**埼玉県**	**1,923**
10	岩手県	3,014	22	石川県	2,800	34	鹿児島県	2,526	46	東京都	1,544
11	岐阜県	2,995	23	和歌山県	2,727	35	京都府	2,508	47	沖縄県(最低)	1,359
12	秋田県	2,992	24	愛媛県	2,686	36	奈良県	2,357	**全国平均**		**2,652**

出典：総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」

目　　次

1　前回議事内容の確認について　p 4～ 5

2　適正な使用料水準の検討について　p 7～21

3　適正な使用料体系の検討について

（１）本市の下水道使用料体系　p23～24

（２）適正な使用料体系の作成方針（案）　p26～35

（１）本市の下水道使用料体系

汚水排除量区分（1月毎）		旧使用料（S56～R5）	現行使用料（R6～）
基本使用料	8㎥まで（基本水量）	700円	1,180円
従量使用料（排除量1㎥につき）	9㎥～10㎥	基本料金に含む	100円
	11㎥～30㎥	110円	110円
	31㎥～50㎥	120円	120円
	51㎥～100㎥	130円	130円
	101㎥～200㎥	140円	140円
	201㎥～500㎥	150円	150円
	501㎥～1,000㎥	160円	160円
	1,001㎥以上	170円	170円

8㎥までは水量に関わらず定額（基本水量制）

9㎥以上は、水量に応じ、従量使用料を加算

例）月20㎥使用

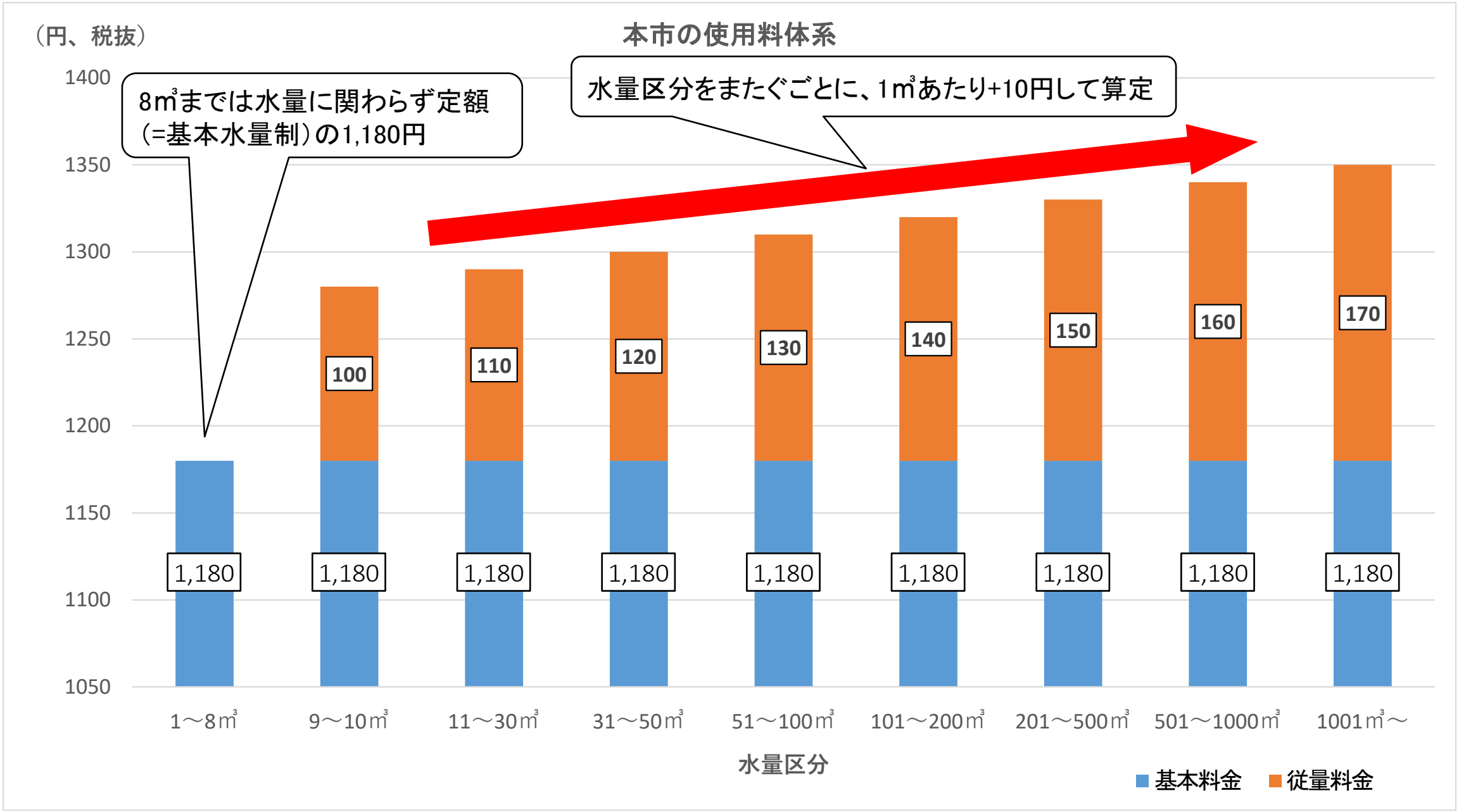
基本料金　1,180円
＋ 従量使用料　1,300円
計　2,480円

9～10㎥分
100円×２㎥＝　200円

11～30㎥分
110円×10㎥＝1,100円

（注）上表により算出した金額に消費税相当額を加算
基本的に、水道の使用水量を汚水排除量とみなして算定
下水道使用料は、桶川北本水道企業団が、2か月に一度、水道料金と併せて「上下水道料金」として請求・徴収

3　適正な使用料体系の検討について



目　　次

1　前回議事内容の確認について　p 4～ 5

2　適正な使用料水準の検討について　p 7～21

3　適正な使用料体系の検討について

（１）本市の下水道使用料体系　p23~24

（２）適正な使用料体系の作成方針（案）　p26～35

（２）適正な使用料体系の作成方針（案）

「下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知」

令和２年７月21日付け「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（国土交通省）

ア）　二部使用料制と基本使用料の割合について

イ）　累進度の設定について

ウ）　基本水量制について

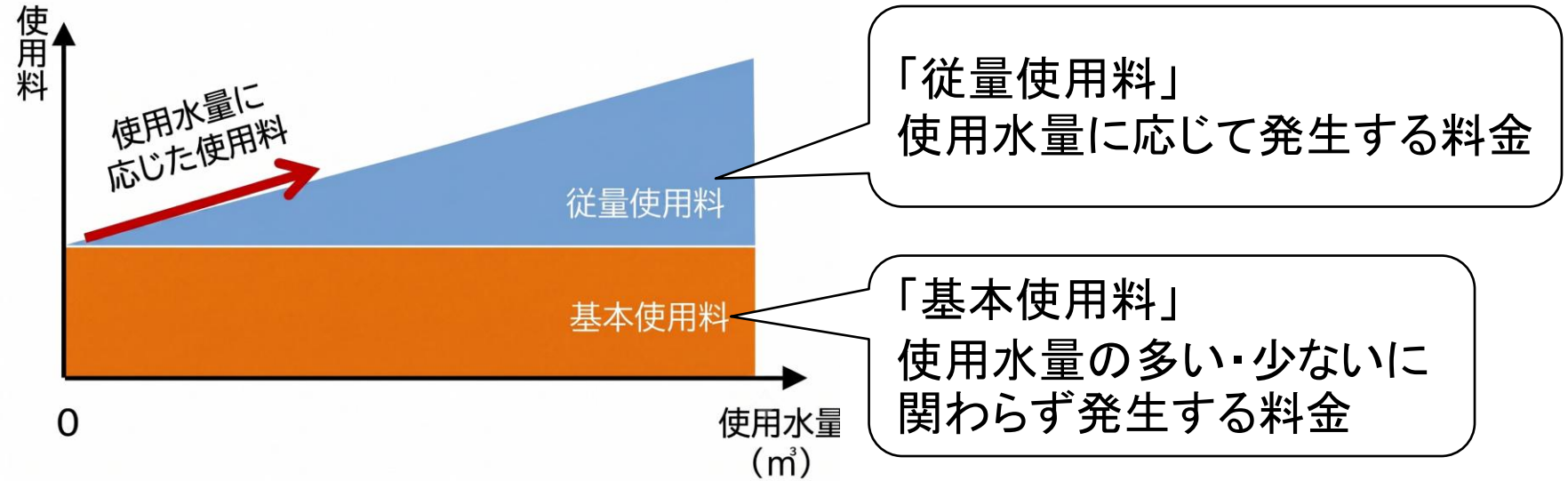
ア）二部使用料制と基本使用料の割合について

下水道事業は、固定的費用が大部分を占める事業であるため、基本使用料と従量使用料を組み合わせた**二部使用料制を原則**とすること。（**本市は、二部使用料制を適用済**）

その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める**基本使用料の割合を段階的に高めていく**こと。

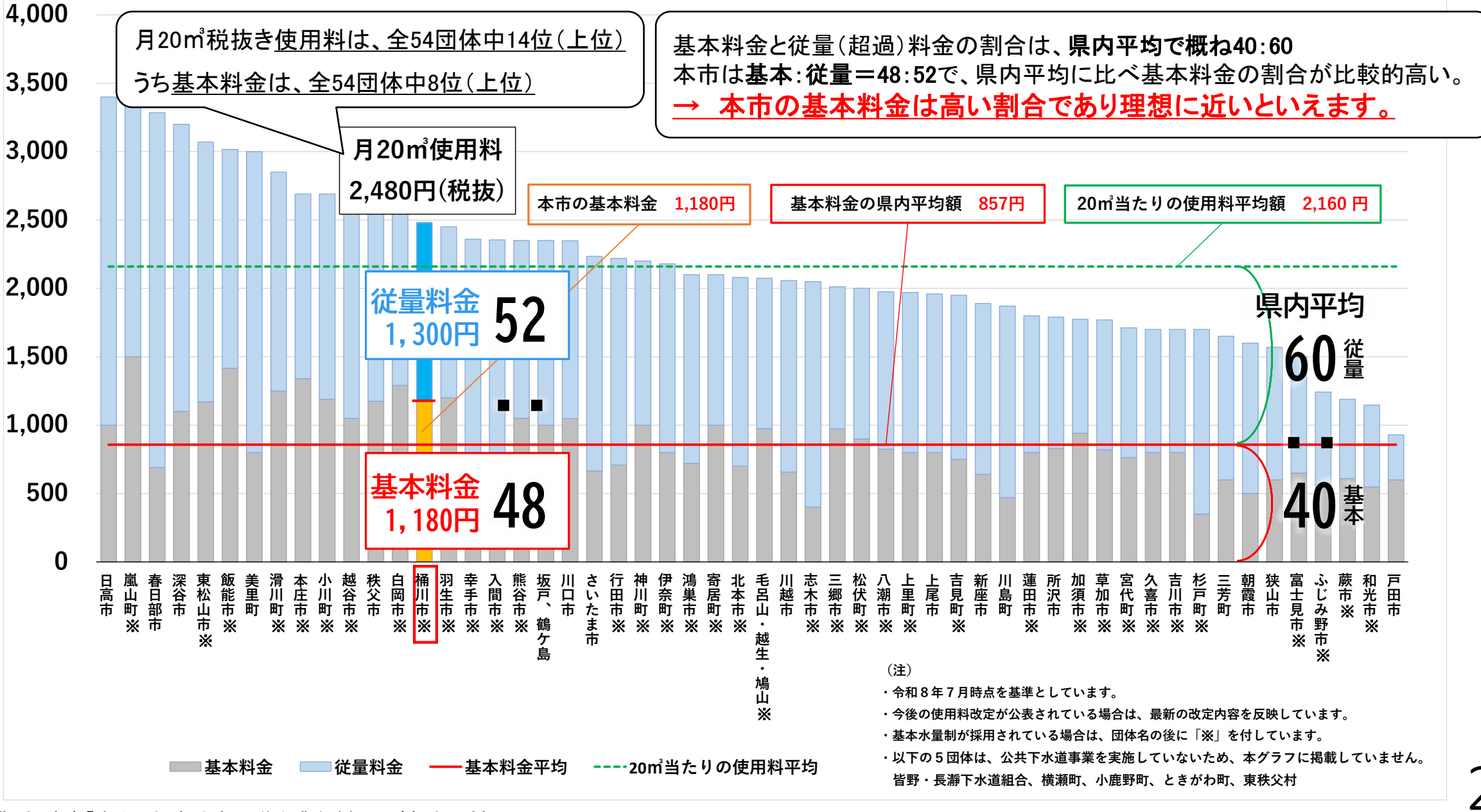
・・・安定的に経営をおこなっていくためには、長期的には、基本使用料を中心に使用料水準を高めていき、処理水量に関わらない収入の割合を増やしていくことが必要です。

二部使用料制のイメージ図



3　適正な使用料体系の検討について

（円、税抜）　埼玉県内公共下水道（54団体）における下水道使用料（１か月20㎥当たり）の比較（基本料金・従量料金別）



（注）
・令和８年７月時点を基準としています。
・今後の使用料改定が公表されている場合は、最新の改定内容を反映しています。
・基本水量制が採用されている場合は、団体名の後に「※」を付しています。
・以下の５団体は、公共下水道事業を実施していないため、本グラフに掲載していません。
　皆野・長瀞下水道組合、横瀬町、小鹿野町、ときがわ町、東秩父村

出典：総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」及び各市町村HP

3　適正な使用料体系の検討について

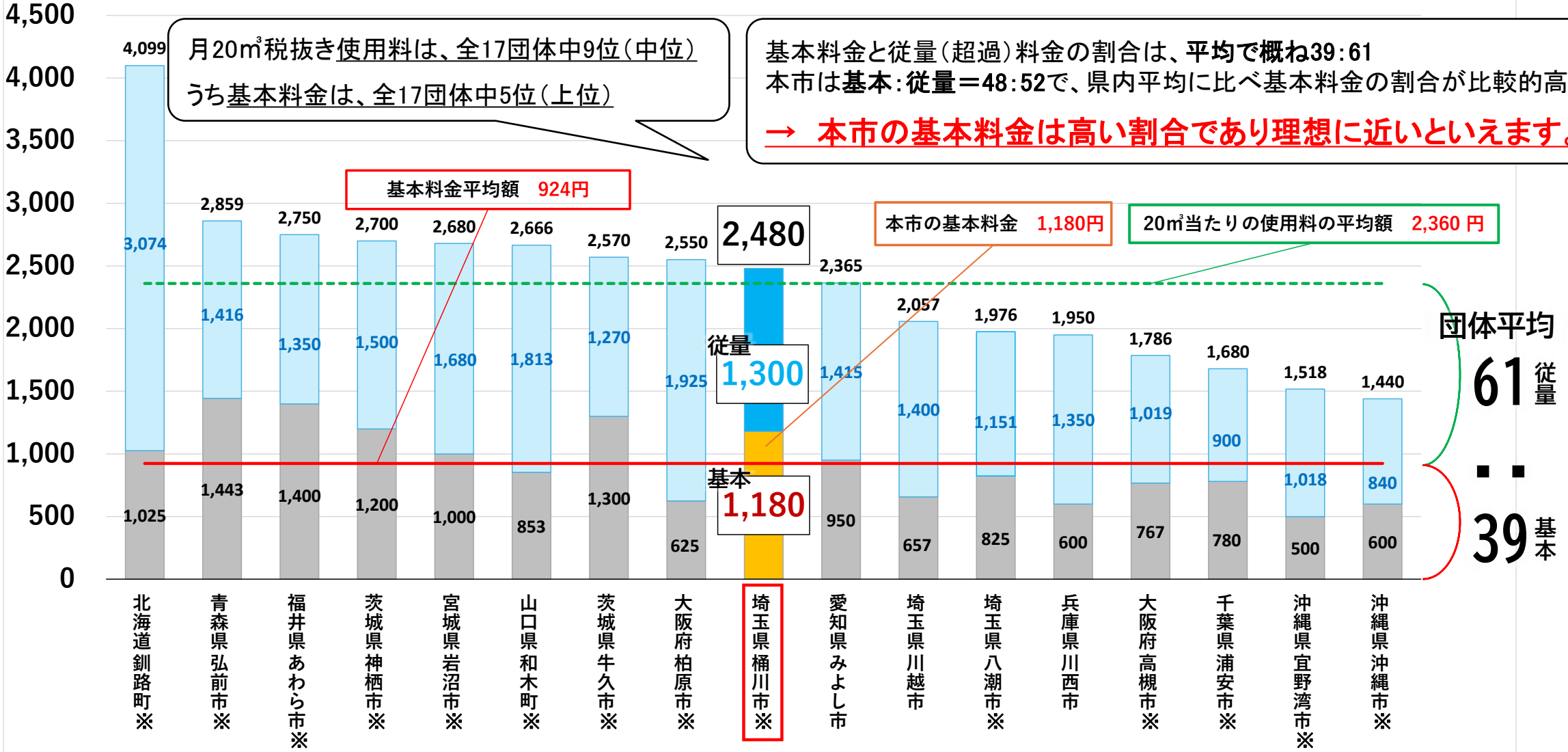
（円、税抜）

ポンプ場４か所＋処理場０か所の公共下水道（17団体）における下水道使用料（１か月20㎥当たり）の比較（基本料金・従量料金別）

月20㎥税抜き使用料は、全17団体中9位（中位）
うち基本料金は、全17団体中5位（上位）

基本料金と従量（超過）料金の割合は、**平均で概ね39:61**
本市は**基本:従量＝48:52**で、県内平均に比べ基本料金の割合が比較的高い。

→　本市の基本料金は高い割合であり理想に近いといえます。



【備考】
・令和８年７月時点を基準としています。
・今後の使用料改定が公表されている場合は、最新の改定内容を反映しています。
・基本水量制が採用されている場合は、団体名の後に「※」を付しています。

出典：総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」及び各市町村HP

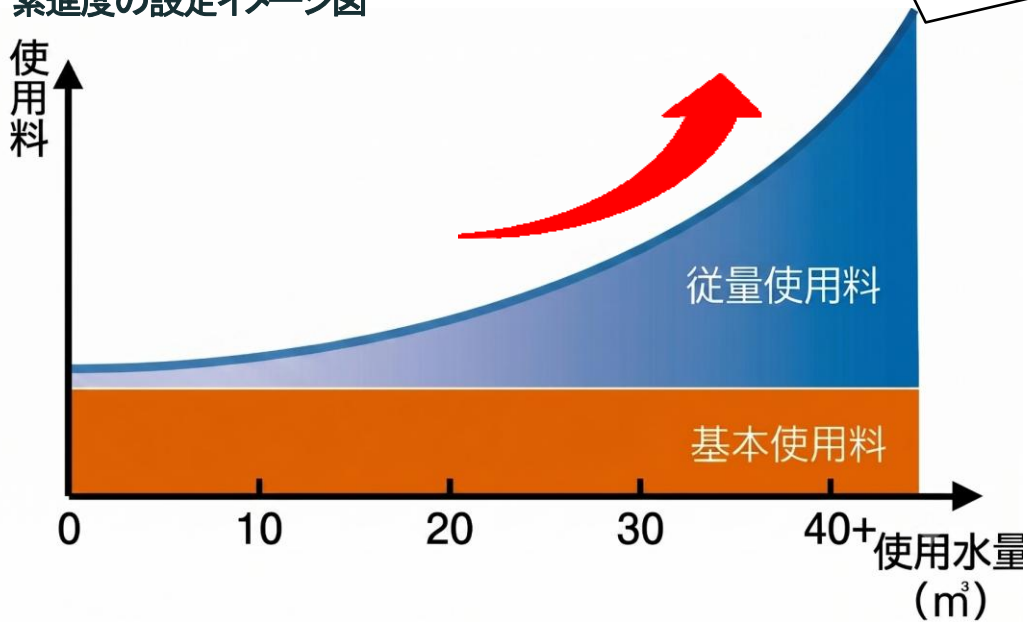
イ）　累進度の設定について

従量使用料における累進度※1の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、**ボリュームゾーン※2に分布する使用者群において、汚水処理原価※3に近い使用料単価※4を負担することが基本となるよう十分留意すること。**

・・・従量使用料の水量区分ごとの金額を設定するにあたっては、この「ボリュームゾーン」に属する使用者の収入単価を、適正な単価に近づけることとされています。

使用水量が多ければ多いほど、1㎥当たりの単価は増加

累進度の設定イメージ図



※１　累進度
使用水量に比例し、使用料の従量部分の単価を増減させる度合。
上下水道事業や電力事業などでは、使用する量が多ければ多いほど単価が上昇する「逓増型」が採用されている。

※２　ボリュームゾーン
使用水量ごとに使用者を分類したときに、最も使用者が多い水量区分。

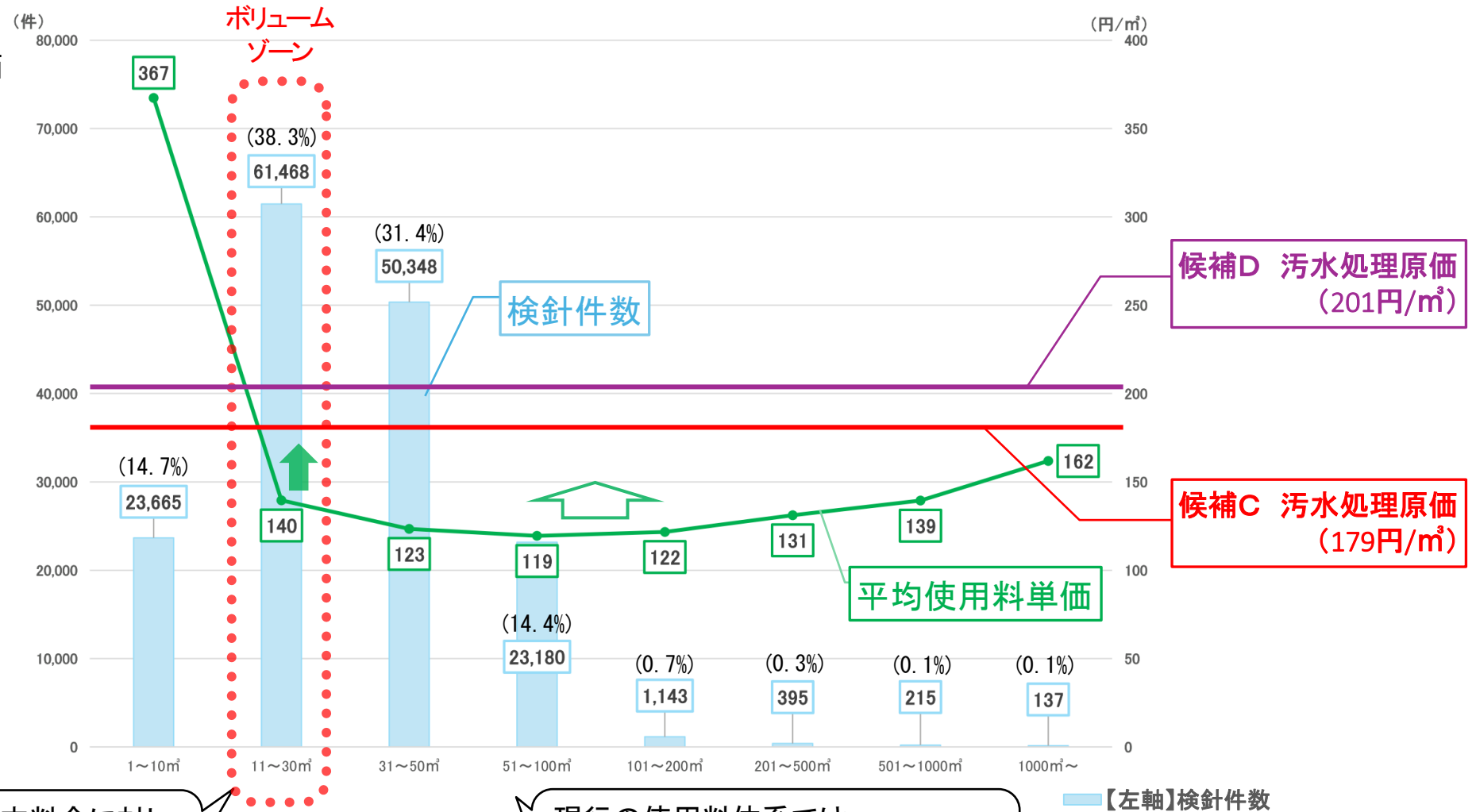
※３　汚水処理原価
汚水１㎥を処理するのにかかる費用。
（＝汚水処理費／年間有収水量）

※４　使用料単価
汚水１㎥を引き取るのに徴収する使用料収入。
（＝下水道使用料／年間有収水量）

3　適正な使用料体系の検討について

汚水処理原価を下回る水量帯の「使用料単価」を、
「ボリュームゾーン」となる11～30㎥を中心に、目標とする候補の汚水処理原価に近づける必要があります。

検針件数と
平均使用料単価
（全160,551件）



少量使用は、基本料金に対して水量が少ないため、一般的に使用料単価は高くなります

現行の使用料体系では、
51～100㎥の水量帯における使用料単価がもっとも低い状況です。

【左軸】検針件数
【右軸】平均使用料単価

出典：令和７年度桶川市
下水道使用料調定データ

前回の適正化時の答申内容

前回の使用料適正化を実施した際の審議会答申（令和4年度）では、主に赤字解消（経費回収率の改善）のための安定的な収入確保を目的とするため、利用者全体が均等に負担する基本料金を中心とした改定とされました。

汚水排除量区分（1月毎）	旧使用料（～R5）	現行使用料（R6～）
基本料金（8㎥まで）	700円	1,180円
9㎥～10㎥	基本料金に含む	100円
11㎥～30㎥	110円	110円
31㎥～50㎥	120円	120円
51㎥～100㎥	130円	130円
101㎥～200㎥	140円	140円
201㎥～500㎥	150円	150円
501㎥～1,000㎥	160円	160円
1,001㎥以上	170円	170円

（注）上表により算出した金額に消費税相当額を加算

・基本料金は、700円→1,180円に改定
・9～10㎥の区分を新設(値上げ)

・11㎥以上の従量料金は、据え置き

➡ **公平性を確保するため、今回の改定で見直したい。**

参考）前回適正化 汚水排除量ごとの値上げ額　（円、税抜）

汚水排除量	値上げ額	内訳	
		基本料金分	従量料金分
8㎥まで	480	480	0
9㎥	580	480	100
10㎥以上	680	480	200

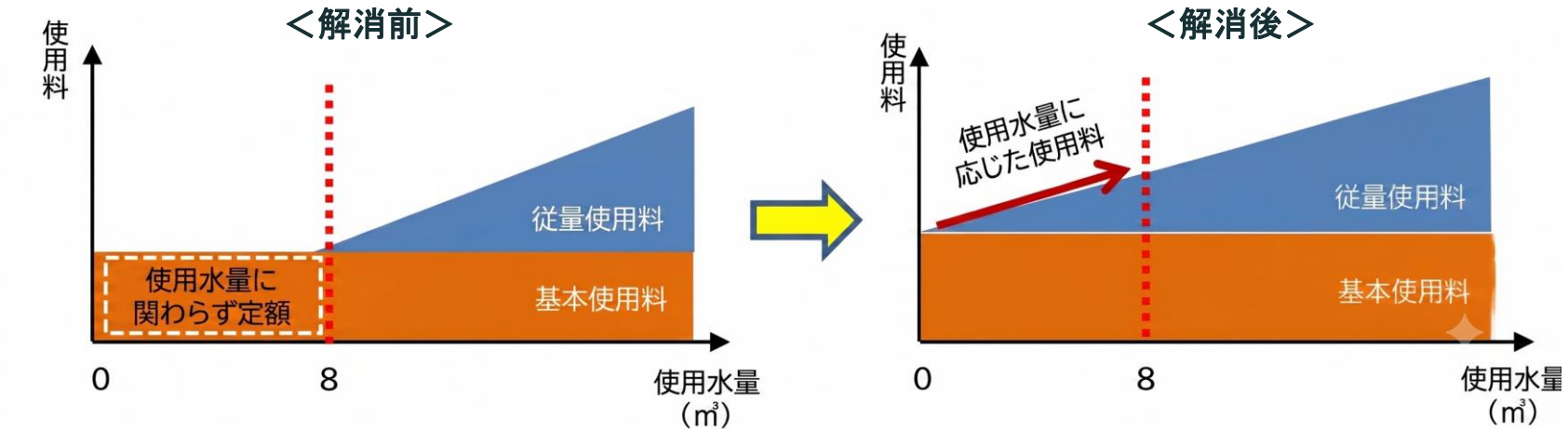
20㎥あたり1,800円から2,480円の改定
同時に請求される上水道料金は20㎥あたり2,990円

ウ）基本水量制について

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制※1は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、**解消させていくことが望ましい。**

・・・**本市は**1～8㎥を範囲とする**基本水量制**です。
この場合、例えば使用水量が1㎥の使用者と8㎥の使用者の使用料金が同じとなるため、使用者間での**費用負担の公平性が確保しづらい状況**となっています。

基本水量制の解消イメージ



参考）基本水量内の検針件数

水量区分	検針件数
1㎥	2,878
2㎥	1,848
3㎥	1,591
4㎥	1,709
5㎥	2,072
6㎥	2,241
7㎥	2,539
8㎥	2,778
合計	17,656

出典：令和7年度桶川市下水道使用料調定データ

※1 基本水量制：一般的には、日常生活のうえで最低限必要な排出量を考慮して設定されているもの。一定の水量については、定額でサービスを受けることができる一方、使用料が基本水量に満たない使用者に不公平が生じる。

基本水量制解消後の料金表（参考）

■ 基本水量制の解消「のみ」を反映した料金表のイメージです。

■ 基本水量の範囲内に入っていた1～8㎥は基本料金に加えて、従量使用料（XX円）が汚水排除量1㎥ごとに加算されることになります。

汚水排除量区分（1月毎）	現行使用料（R6）	新使用料（R10～）
基本料金	1,180円	1,180円
1㎥～8㎥	0円	XX円
9㎥～10㎥	100円	100円
11㎥～30㎥	110円	110円
31㎥～50㎥	120円	120円
51㎥～100㎥	130円	130円
101㎥～200㎥	140円	140円
201㎥～500㎥	150円	150円
501㎥～1,000㎥	160円	160円
1,001㎥以上	170円	170円

（（（現行料金のままと仮定））

（注）上表により算出した金額に消費税相当額を加算

→ 基本水量制が解消されると公平性の確保ができます。

算出例）
← 1～8㎥の従量分が「10円/㎥」の場合

例1）月 5㎥使用

基本料金　1,180円
＋ 従量使用料　50円
計 1,230円（現行 ＋50円）

1～8㎥分：10円×5㎥＝　50円

例2）月20㎥使用

基本料金　1,180円
＋ 従量使用料 1,380円
計 2,560円（現行 ＋80円）

1～8㎥分：10円×8㎥＝　80円
9～10㎥分：100円×2㎥＝　200円
11～30㎥分：110円×10㎥＝1,100円

（２）適正な使用料体系の作成方針（案）

「下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知」

ア）二部使用料制と基本使用料の割合について
イ）累進度の設定について
ウ）基本水量制について

これらを踏まえ、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくための適正な使用料体系の作成方針（案）は、次のとおりと考えています。

＜適正な使用料体系の作成方針（案）＞

「従量使用料中心の改定」「基本水量制の解消」により、
各水量区分の公平性を確保するものとする。

・本市の基本料金が県内では比較的高いこと
・前回は基本料金中心の適正化を行ったこと

以上より、「従量使用料を中心」とした改定としています。